

令和7年度 こども未来部 運営方針

1 組織目標

(1) こどもの成長を支え、可能性を広げる「こどもまんなか」のまちづくりを進めます。

こどもが、多くの人から「支えられた経験」を得て、その成長する力を発揮できるよう、こどもの真のニーズに対応した多様な施策を実施します。その際、こどもや子育て家庭が必要なときに必要な施策を適切に活用できるよう、わかりやすい周知・広報を行うとともに、費用対効果の高い公平・公正な制度設計・運用を行います。

(2) こどものウェルビーイングを高める環境づくりに取り組みます。

こどもが将来にわたり身体的・精神的・社会的に幸せな状態であるというウェルビーイングを高めることができるよう、こどもと大人ともに「こどもの権利」を理解・尊重し、まち全体で「こどもの権利」を守ることができる環境づくりを進めます。

保育園・認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ・児童館・こども食堂など、民間団体とも協働しながら、こどもが安心して過ごせる多様な「居場所」を確保します。

(3) こどもや子育て家庭に対して包括的な支援を行います。

子育てに不安を抱える保護者や、児童虐待・貧困・若年妊娠・ヤングケアラーなどの困難を抱えるこども・子育て家庭によりそい、必要な施策等につなげるため、関係機関と連携しながら包括的な支援を行います。

2 重点施策・重点事業

(1) こども・子育て家庭等へのわかりやすい情報の発信

こども・若者や子育て家庭等が、市の支援施策をはじめとするこどもの育ちに必要な情報を適時に効率的かつ容易に得られる環境を作ります。

① ホームページ・LINEを活用した子育て情報の発信強化

(2) まち全体で「こどもの権利」を守る環境づくり

こどもが豊かに育つことができるよう、こどもの権利が守られるために必要な事項を条例で定めます。

① （仮称）春日井市こどもの権利条例の策定

(3) 乳幼児の居場所の充実

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境の整備を図るため、待機児童ゼロの継続を目指すとともに、第二子保育料の負担軽減を図ります。

また、家庭で保育されている３歳未満のこどもにも、保護者以外の大人や年の近いこどもとふれあう機会を提供します。

- ① 公立保育園の保育士確保や、民間事業者による認定こども園の整備による保育定員の拡大
- ② 第二子保育料の全額または一部無償化の実施
- ③ こども誰でも通園制度の試行的実施

(4) 放課後児童の居場所の充実

保護者が仕事等で家庭にいない小学生のこどもが、放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の充実に努めます。

- ① 子どもの家の増築等による定員拡大と開所時間拡大

(5) 妊娠期から子育て期にわたる支援体制の充実

全ての妊産婦、こども及び子育て世帯のウェルビーイングの向上を図るため、児童福祉と母子保健が密に連携し、それぞれの専門性を活かした相談・支援を実施します。

- ① こども家庭センターによる継続的で一体的な支援の実施
- ② 地域における育児相談の充実
- ③ 妊娠期から乳幼児期の家庭への支援の充実
- ④ ヤングケアラー支援事業の推進